

管理建築士の専任に関する証明書類

専任とは、事務所に常勤し、専ら管理建築士の職務を行う必要があります。

したがって、雇用契約等により、事業主体と継続的な関係を有し、休業日等を除いて通常の勤務時間中は、その事務所に勤務していなければなりません。

○次の事項に該当する場合は、管理建築士とは認められません。

- 1) 1人の建築士が複数の建築士事務所の管理建築士となることはできません。
同一会社の支店同士でもできません。(勤務している支店名が確認できる書類が必要です。)
- 2) 派遣労働者は、管理建築士になることはできません。
- 3) 原則として次の者は管理建築士になれません。
 - ・他の法令により、専任が義務づけられている者(建設業許可の専任技術者、専任の宅地建物取引主任者等)。ただし、他法令の事務所と同一所在地にあり、両者を専任できる場合はこの限りではありません。
 - ・他の営業等について専任状態にある者(他の会社の社員等)
 - ・住所と事務所所在地が遠距離で、常識上通勤不可能な者

そこで、管理建築士が専任できる状況を確認できる書類で添付してください。

管理建築士の専任に関する証明書類(次に掲げる書類のうちの一つ)

(1) 法人申請の場合

○申請する建築士事務所に常勤する者であることが確認できる書類

- ア 健康保険証の写し(事業所所在地記載のもの)又は社会保険の資格取得届の控え。
(注:国民健康保険は除く。)
- イ 雇用保険被保険者証又は雇用保険資格取得等確認通知書の写し
- ウ 所得証明書(発行日から3か月以内の原本)及び源泉徴収票の写し
(注:直近年度のもので年度を合わせる)
- エ その他の専任(常勤)を証明する書類

なお、勤務地住所が記載されていない場合は、上記の書類を提出するとともに、別途勤務地の確認できる書類(在籍証明書等(参考書式ダウンロード可))も添付のこと。

○他県から事務所を本県に移転した場合で、開設者および管理建築士の変更がない場合は、「他県での廃業届副本の写し」でも可

○出向の場合は、個別に担当窓口でご相談下さい。

出向の場合は、出向協定書・健康保険被保険者証(事業者名と管理建築士の氏名が記載されているもの)出向証明書・出向辞令の写し等が必要となります。

(2) 個人申請の場合

○他の会社等に勤務されていないことが確認できる書類

- ア 退職証明書の原本(6か月以内)、雇用保険の資格喪失届の写し、離職票の写し、健康保険資格喪失届(受理印付)の写し
- イ 確定申告書(第一表と第二表)の写し(自営業の場合)(税務署の受付印のあるもの)
- ウ その他の専任(常勤)を証明する書類